

Japanese Journal of Mathematics の電子アーカイブ化に伴う  
著作権委譲について（告知）

2010 年 12 月 9 日  
日本学術会議  
会長 金澤 一郎

Japanese Journal of Mathematics(JJM)は、1924 年に創刊された日本の数学  
欧文誌の中で最古のものです。そのうち、第 1 シリーズと呼ばれる 1924～1975  
年までの刊行を日本学術会議及びその前身であります学術研究会議（以下、「日  
本学術会議等」という。）が行っておりました。（それ以降は、社団法人日本数  
学会が刊行しております。）

この度、独立行政法人科学技術振興機構（JST）から、JJM 第 1 シリーズを  
電子アーカイブ化し、JST の Journal@rchive の上で無料公開したい旨の要請が  
あり、日本学術会議数理科学委員会及び幹事会で、社団法人日本数学会におけ  
る第 2 シリーズ以降の JJM の電子アーカイブ化の状況等を踏まえ検討の結果、  
数学研究者の研究環境改善、数学を研究している若手研究者・大学院生の教育・  
研究環境の改善、我が国の数学研究の情報発信力の向上等に大きく寄与するた  
め、電子アーカイブ化の実施及び Journal@rchive の上での無料公開に同意する  
ことにいたしました。

本件を検討する過程で、著者の方々より著作権の一部である複製権及び公衆  
送信権の委譲を受けていることを明確にする必要が生じました。一方、日本学  
術会議等では、具体的な規定を設けて著作権者から著作権の一部を委譲いた  
だくという手続きを行って参りませんでした。

そこで、JJM に掲載されました論文等の著者の方々に、著作権（複製権及び  
公衆送信権を含む。）を委譲していただきたくお願い申し上げます。より具体的  
には、次の 3 項目に、著作権者のご了承を得たいと考えております。

1. 日本学術会議は、学術の振興等の目的のため、該当する記事の全部または  
一部を複製する権利、および公衆送信する権利を有する。
2. 日本学術会議は、学術の振興等の目的のため、第三者に上記 1. と同様の  
権利を行使させる権利を有する。
3. 上記 1 と 2 により行われる行為は、非営利活動に限る。

以上のことに関し、日本学術会議及び社団法人日本数学会のホームページ掲  
載による告知をもって著作権委譲依頼に代えさせていただきたく、よろしく  
お願い申し上げます。なお、上記の著作権が日本学術会議に帰属しても、著者  
自身の論文の適切な利用を妨げるものではないことを申し添えます。

該当する掲載論文の著者、または相続権を持つ遺族の方の中で、上記 3 項目をご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2011 年 2 月末までに日本学術会議事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。お考えに沿えるように最善の努力をいたします。また、日本学術会議はこの会告が著者または相続権を持つ遺族の方の目に触れることを願っておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。

なお、はなはだ勝手ではありますが、お申し出のない場合には、とりあえずご了承いただいたものとし、電子ジャーナルとして公開する時期がまいりました段階で、著作物を（暫定的に）掲載させていただきたく、重ねてお願い申し上げます。

お問い合わせ先

日本学術会議事務局参事官（審議第二担当）付 瀬高、山本

住所：〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34

電話：03(3403) 1056 ファクシミリ 03(3403)1640

e-mail：s253@scj.go.jp